

# 公開買付説明書の訂正事項分

2025年10月

**OFI・01株式会社**

(対象者：株式会社アイネット)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	OFI・01株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス株式会社
【電話番号】	03-3435-3000
【事務連絡者氏名】	オリックス株式会社 グループ経理部長 天野 智之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	OFI・01株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、OFI・01株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイネットをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指します。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年10月3日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年10月3日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、公正取引委員会から2025年10月3日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年10月3日に受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記各通知書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

#### 11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年9月12日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年10月12日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年9月12日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。

その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2025年10月3日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2025年10月3日に受領したため、2025年10月3日をもって措置期間は終了しています。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から21日間に短縮する旨の2025年10月3日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年10月3日に受領したため、2025年10月3日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

#### (3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2025年10月3日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第1128号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 2025年10月3日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第1129号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

# 公開買付説明書

2025年10月

**OFI・01株式会社**

(対象者：株式会社アイネット)

## 公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	OFI・01株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス株式会社
【電話番号】	03-3435-3000
【事務連絡者氏名】	オリックス株式会社 グループ経理部長 天野 智之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	OFI・01株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、OFI・01株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイネットをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指します。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

# 目 次

	頁
第1 公開買付要項 .....	1
1. 対象者名 .....	1
2. 買付け等をする株券等の種類 .....	1
3. 買付け等の目的 .....	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 .....	22
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合 .....	23
6. 株券等の取得に関する許可等 .....	24
7. 応募及び契約の解除の方法 .....	25
8. 買付け等に要する資金 .....	28
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 .....	30
10. 決済の方法 .....	30
11. その他買付け等の条件及び方法 .....	30
第2 公開買付者の状況 .....	32
1. 会社の場合 .....	32
2. 会社以外の団体の場合 .....	33
3. 個人の場合 .....	33
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況 .....	34
1. 株券等の所有状況 .....	34
2. 株券等の取引状況 .....	34
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約 .....	34
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約 .....	34
第4 公開買付者と対象者との取引等 .....	34
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容 .....	34
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容 .....	34
第5 対象者の状況 .....	35
1. 最近3年間の損益状況等 .....	35
2. 株価の状況 .....	35
3. 株主の状況 .....	35
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項 .....	37
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等 .....	37
6. その他 .....	37
対象者に係る主要な経営指標等の推移 .....	38

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社アイネット

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有することを主たる目的として、2025年8月8日付で設立された株式会社です。公開買付者は、オリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）及びその子会社であるオリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「オリックス・プリンシパル・インベストメンツ」といいます。）を組合員とするOPI2002投資事業組合、並びに一般社団法人OPI（注1）によりその議決権の全てを所有されております（以下、オリックス及びその子会社・関連会社、公開買付者並びにOPI2002投資事業組合、一般社団法人OPI及びオリックス・プリンシパル・インベストメンツを総称して「オリックスグループ」といいます。）。なお、本書提出日現在、オリックスグループは、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、2025年10月2日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年10月2日付で、対象者の第6位株主である玉野玲子氏（所有株式数：478,999株、所有割合（注2）：3.14%。以下「玉野氏」といいます。）（注3）及び第9位株主である有限会社エヌ・アンド・アイ（所有株式数：316,778株、所有割合：2.08%。以下、玉野氏と併せて「応募予定株主」といいます。）との間で、それぞれ公開買付応募契約書（以下、かかる応募契約を総称して「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

（注1） 一般社団法人OPIは、事業への投資及び経営のコンサルティングを行うことを目的として2015年9月1日に設立され、代表理事はオリックスの常務執行役である三宅誠一が務めております。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2025年7月31日に公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（15,475,524株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（217,902株）を控除した株式数（15,257,622株）に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

（注3） 玉野氏は、玉野氏が所有する対象者株式478,999株のうち、130,000株（所有割合：0.85%）（以下「本担保付株式」といいます。）を、株式会社横浜銀行が玉野氏に対して有する貸金債権を被担保債権として、株式会社横浜銀行に担保（以下「本担保」といいます。）として提供しておりますが、本応募契約において、本担保付株式については本担保を解除したうえで、本公開買付けに応募する旨の最大限努力義務を負担しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて10,171,800株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（10,171,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,171,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（10,171,800株）は、対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（15,475,524株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（217,902株）を控除した株式数（15,257,622株）に係る議決権の数（152,576個）に3分の2を乗じた数（101,718個（小数点以下切上げ））に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数（10,171,800株）となっております。

かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいては、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的としているところ、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「(4) 本公開

買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることから、本スクイーズアウト手続を確実に遂行すべく、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるようにするためです。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、対象者との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施する可能性がありますが、本書提出日現在、本合併を行うか否か、実施時期、及び公開買付者又は対象者のいずれを吸収合併存続会社とするか等の詳細については未定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、金融機関からの借入れ及びOPI2002投資事業組合からの出資により賄うことを予定しており、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。

対象者が2025年10月2日付で公表した「OFI・01株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受け取った説明に基づくものです。

### ① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

オリックスグループは、1964年にリース事業からスタートして隣接分野に進出し、新たな専門性を獲得することにより事業を進化させてきました。その結果、現在は法人金融、産業／ICT機器、環境エネルギー、自動車関連、不動産関連、事業投資・コンセッション、銀行、生命保険など、多角的に事業を展開しています。リース事業は「金融」と「モノ（物件）」の2つの専門性を必要とします。リースを起点とした「金融」の専門性は、現在では融資、事業投資、生命保険、銀行、資産運用事業へと拡大しています。「モノ」の専門性は、自動車、船舶、航空機、不動産、環境エネルギー事業へと広がっています。また、1971年の香港進出を皮切りに、現在では世界約30カ国・地域において、約34,000人の役職員により事業を展開しています。オリックスグループの社会における存在意義は「世の中がよりよい方向に進むきっかけとなる、“未来をひらくインパクト”をもたらすこと」です。このパーパスを軸に、グローバルで一体となり、社会への貢献を目指しています。

オリックスグループの投資事業は、国内企業に対して投資を行うプライベート・エクイティ投資事業を中心とし、2012年以降の投資実行案件数は32件、2025年9月現在、18件の出資先に出資中です。2025年、オリックスグループは長期的な成長戦略として「ORIX Group Growth Strategy 2035」を制定しました。オリックスグループのパーパスを軸に、オリックスの強みである2つのビジネスモデル「事業価値創造モデル」「顧客課題解決モデル」を活用し、3つの戦略的投資領域「PATHWAYS」「GROWTH」「IMPACT」で、持続的な成長へ向けた企業活動に取り組んでいます。その一つである「PATHWAYS」は、急拡大する情報化社会に対応するインフラ構築に資する企業及び技術への投資、新しいテクノロジーを活用した革新的なビジネスの創出に関連するAIインフラ事業やDX・BPaaS（業務の効率化やコスト削減、人材不足の解消を目的に、特定の業務プロセスを外部の企業に委託するクラウドサービス）、新たなモビリティサービス事業、衛星を含めた宇宙関連事業など、未来志向で新たな成長産業にフォーカスしています。

一方、対象者は、1971年4月に神奈川県横浜市においてサービスステーション（ガソリンスタンド）の受託計算処理を主な事業とする株式会社フジコンサルタントとして設立され、1991年4月に日本コンピュータ開発株式会社と合併し、株式会社アイネットに商号変更したとのことです。また、対象者は、1995年4月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、1997年9月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2006年3月には東京証券取引所市場第一部銘柄に指定され、現在は、2022年4月に行われた東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券

取引所プライム市場へ移行したとのことです。

対象者グループ（対象者並びにその子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）は、対象者、子会社4社（連結子会社3社及び非連結子会社1社）及び関連会社2社により構成されており、「持続的成長を可能にするエクセレントカンパニーへ」という経営方針のもと、お客さまがDX（デジタルトランスフォーメーション）時代に必要とする最適なサービスを、安全にワンストップで提供することで、「運用・BPOのアイネット」として、他社が安易に真似することのできない独自の事業を展開しているとのことです。

対象者グループは、自社のデータセンターを軸に「情報処理サービス」と「システム開発サービス」を最適な形で組み合わせて提供し、DXソリューション、データセンター・クラウドサービス、受託計算、決済、プリント・メーリングサービス・BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）（注1）、システム開発、組込制御、基盤開発・運用監視など多岐にわたるサービスを提供しているとのことです。対象者グループの事業は、「情報処理サービス」と「システム開発サービス」とそれらに付随する「システム機器販売」の3つのサービス区分で構成されており、具体的には以下のとおりとのことです。

（注1） BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）は、自社の業務プロセスの一部を外部の専門的な企業に委託することを指します。

（i）情報処理サービス

自社で運営するデータセンターを活用した事業とのことです。対象者グループの祖業である、サービスステーション向け受託計算サービスからスタートした中核事業でもあり、「データセンター・クラウドサービス」、「受託計算サービス」、「プリント・メーリング・BPOサービス」で構成されているとのことです。

（ii）システム開発サービス

ソフトウェア及びハードウェアの開発・運用の受託事業とのことです。主に、金融、流通、エネルギー、宇宙などの分野において、ソフトウェアなどの開発等の業務を請け負っているとのことです。

（iii）システム機器販売

主に情報処理サービス及びシステム開発サービスに付随する機器類の販売を行っているとのことです。

対象者グループが属する情報サービス業界においては、企業の人手不足や省力化への対応等を目的とした業務効率化システムの需要に加え、「DX」をテーマとしたシステムやソフトウェアのクラウド化の進展、AI（人工知能）の活用及びIoTの普及拡大が続いていることから、システム関連投資は増加しており、市場は拡大傾向にあるとのことです。このような状況下、対象者グループは丸一となってグループ全体の業容拡大に努めているとのことです。

一方で、情報処理インフラの柱となるデータセンターについては、需要の高まりを背景として約90%程度の稼働状況が継続しており、キャパシティの拡張が必要な状況となっているとのことです。今後、急速な市場変化による顧客ニーズの多様化への対応を通じた対象者の更なる発展のためには、第3データセンターの新設を中心とした新規設備・サービスへの投資継続が必要不可欠であるほか、エネルギーやライセンスの価格上昇、償却負担などによる原価やコスト増加への対応力強化や、対象者グループ事業の担い手となる人材の確保と育成も必要不可欠な状況とのことです。これらの課題に対処すべく、対象者は、情報処理サービスにおいてはSaaS提供企業、代理店やパートナー企業との連携強化によるサービス拡充、業務の質・量の強化に向けた設備の増強と効率的運営に注力しており、システム開発サービスにおいては自社サービスの開発・販売強化、スキルの高い人材の確保・育成への取り組みや人材の多様化・最適化による生産性向上といった事業戦略を立案し、更なる企業価値向上を目指しているとのことです。

オリックスグループと対象者は、オリックスグループの銀行・クレジットセグメントの中核を担う金融子会社であるオリックス銀行株式会社（以下「オリックス銀行」といいます。）による2012年3月1日の対象者のシステム導入を契機に、継続的なシステム改善やBPO取引等の取引拡大を通じて信頼関係を構築してきました。対象者の開発力、システム品質、ソリューション能力はオリックスグループ内で高く評価され、際立ったプレゼンスを有しています。オリックスは、事業投資本部において前述したオリックスグループの長期ビジョンの下、IT・情報サービス業界の成長性及び市場環境変化に着目し、同分野における有望な投資機会を継続的に調査・検討しています。その中で2024年5月24日、対象者の自社データセンターを中核としたワンストップサービス、安定した顧客基盤、データセンター・クラウド・DX領域における豊富な技術者、宇宙事業ノウハウという確立された強みを有する高い成長ポテンシャルに関心を持つに至り、2025年3月下旬、対象者に対して、対象者の非公開化を含む資本提携に関する協議の申入れを行い、同年4月8日にかかる取引に関する初期的な打診を行い、対象者へ

の出資に関する協議を開始することとなりました。オリックスは、対象者との協議の中で、日本企業全体の成長に繋がる意義の高い領域における対象者の強みと成長ポテンシャルを確信し、単に対象者とビジネスパートナーとして協業していくのではなく、資本関係を構築しオリックスグループの有するリソースやノウハウを活用することで対象者の企業価値向上を実現することができると考え、2025年4月15日より、対象者株式の取得を行うことの検討を開始いたしました。オリックスは、かかる検討を通じて、高度な技術力・ノウハウ及びそれらに裏付けられた豊富な実績を有している対象者との間で双方の更なる飛躍を実現することができるとの認識に至りました。その後、オリックスは、2025年5月1日、対象者との間で、対象者の非公開化を含む資本提携に関する初期的な意見交換を行いました。

その後、オリックスは、本取引の検討を本格化させるために、2025年5月30日に対象者に対して、本取引に関する意向表明書を提出しました。その後、オリックスは、2025年6月30日、ファイナンシャル・アドバイザーとしてM&Aキャピタルパートナーズ株式会社（以下「MACP」といいます。）を選任の上、2025年6月末から2025年8月下旬にかけて、対象者に対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）を実施するとともに、本取引に関してさらに検討を進めるにあたり、2025年8月31日、主に対象者株主の分析等を通じてアドバイスの提供を受けるためファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社SBI証券を、既にファイナンシャル・アドバイザーとして選任していたMACPに加えて選任いたしました。その後、対象者との間の事業シナジーの創出に向けた具体的な施策及び下記「③ 本公開買付け後の経営方針」記載の対象者の完全子会社化後の経営方針等について更なる検討を進めてまいりました。以上のような検討の結果、オリックスとしては、本取引によって対象者及びオリックスグループとの間で、以下に記載のシナジーを実現することができると考えるに至りました。

#### I. データセンター事業の差別化・高度化及びDX/クラウドサービスの強化

オリックスと対象者の協業において、期待されるシナジーの1つがデータセンター事業の差別化・高度化及びDX/クラウドサービスの強化であると考えております。対象者によると、同社の既存データセンターは堅調な顧客実需によって90%以上の高い稼働率を維持しており、今後さらに事業拡大を進めるにはキャパシティの拡大やサービスの高度化等が必要とのことです。

オリックスは、本取引後、対象者が有する長年のデータセンター運営能力と新たに必要なケイパビリティの理解を深めた上で、オリックスグループが有するリソース・機能を掛け合わせ、データセンターキャパシティの拡大や新サービスへの挑戦等を支援し、対象者の更なる成長を後押しする方針です。

例えば、オリックスグループにおいて不動産投資・開発、不動産アセットマネジメント、住宅関連、施設運営などを担う不動産事業の中核会社であるオリックス不動産株式会社との連携により、長年の不動産事業で培ったネットワークを活かし、データセンター用地の探索・取得・開発に関して支援することを考えております。また、プライベート・ファンドなどを通じた将来的なオフバランス化や共同事業によるリスク分散型の事業展開も視野に入れ、連携を強化していきたいと考えております。

環境対応の面でも、両社の協力は大きな効果を生むと考えております。対象者の「2025年3月期決算説明会資料」によると、対象者は2030年度までに自社データセンターの電力の50%を再生可能エネルギー由来とし、2040年度にはカーボンニュートラルの実現を目指しているとのことです。オリックスグループは、2025年6月末時点で世界全体で4.7GWの再生可能エネルギー設備容量を保有しています。オリックスグループでは、国内外における太陽光・風力・地熱発電など多様な再生可能エネルギー事業の運営ノウハウを有しており、この強みを活かして再生可能エネルギー利用の拡大や環境配慮型のデータセンターの実現に向けて連携することが可能です。

また、オリックスグループにおいて電子計測器・ICT機器などのレンタル・リース事業を担う中核会社であるオリックス・レンテック株式会社（以下「オリックス・レンテック」といいます。）は、生成AIの進展に伴い需要が急増しているGPU（注2）に対応するため、世界30カ国、4,000社以上の企業に向けてAIの運用に必要なインフラ環境の構築支援を主要なサービスの一つとして展開するシンガポールのCloud4C Services Pte. と連携しGPUクラウドサービスを提供しています。今後GPU活用の社会実装が一層進むと予想される中、オリックス・レンテックと対象者が連携することで、先端技術対応の促進、技術者育成、新たなサービス展開が可能になると考えております。

（注2） GPU（Graphics Processing Unit）は、本来は画像や映像処理を高速に行うための演算装置で、並列計算に特化した構造を有するものを指します。現在はこの特性を活かし、生成AIなど大量のデータを同時に処理する分野で不可欠な計算基盤として利用されています。

## II. 宇宙事業の強化・拡大

近年、宇宙戦略基金基本方針（令和6年4月26日決定、令和7年3月26日改定）に示されるように、宇宙戦略基金を始めとして政府は民間企業による宇宙事業への進出を強力に後押ししており、宇宙ベンチャーや新たに宇宙産業に進出する大手企業における宇宙環境試験の受託ニーズ等、宇宙関連市場の急拡大が見込まれております。

オリックスは、対象者が1970年代より人工衛星の開発・製造から運用に至るワンストップサービスの提供を通じて高い知見、ノウハウ、豊富な技術者及びプレゼンスを有しており、対象者は、先述の宇宙市場拡大に貢献するとともに、その恩恵を大いに享受できるものと考えております。

オリックス・レンテックは現在、宇宙環境試験場の運用サポートサービスを対外的に提供しており、対象者の宇宙環境試験事業の運用面でのサポートが可能ではないかと考えております。また、オリックス・レンテックは、計測機器や熱真空試験装置（注3）等、宇宙環境試験に係る数多くの特殊機器のリース・レンタルサービスの提供も可能であり、対象者が宇宙環境事業に関して今後行う投資に関し、投資額の平準化の点でも連携が可能と考えております。

（注3） 熱真空試験装置は、人工衛星など宇宙で使用する部品の耐久性や機能・性能を測定するため、真空状態をつくり、急激な温度差を生じさせることで、宇宙環境を再現する装置を指します。これにより、宇宙空間での動作信頼性や耐久性を地上で事前に検証することが可能となります。

## III. 営業面及び組織の強化

オリックスは2024年7月1日現在、日本全国に計59カ所の営業拠点を展開し、中堅中小企業から大企業までを顧客とした幅広い顧客基盤を有しています。金融機関やコンサルティングファーム等のネットワークを通じて、経営層から現場部門まで幅広い層へのアプローチが可能であるため、対象者の顧客開拓・販路拡大・パートナー開拓を強力に支援できると考えております。

例えば、オリックス・レンテックは約4万種類／370万台のレンタル機器を有し、国内大手製造業や社会インフラ企業・通信キャリア・システムインテグレーター等に対しICT機器・計測器・ドローン・3Dプリンター等、のレンタルサービスを提供しています。あわせて、お客様の資産管理支援サービスやGPUクラウドサービスをはじめとするICT関連サービス等も提供しており、当該ネットワークを活用することで、顧客基盤拡大及びパートナー企業の開拓の支援が可能であると考えております。

また、対象者は、2012年3月1日のオリックス銀行へのシステム開発・保守などのサービス提供以来、同行とシステム関連を中心とした長年の取引がありますが、オリックスグループ全体ではDX取組の推進や要件定義・基本設計などシステム開発の上流工程の企画・開発／実装・保守・運用に至るまで様々なニーズ及びビジネス機会があると考えております。例えば、対象者が今後強化しようとしている生成AIについて、DX・システム開発領域やBPO領域でのAI活用等、オリックスグループの生成AIに関する取組での連携も可能と考えています。

組織の面では、対象者における中長期的な成長戦略にあたり不足している機能があれば、次に記載のとおり戦略の推進に資する優秀な人材の外部採用等を支援することが可能です。

成長に必要な人材、人員数の確保については既存のIT投資先企業やオリックスグループにおけるノウハウも活用することで、採用プロセスの整備、チャンネル戦略／設計、運用最適化等、多面的な支援が可能と考えています。

また、対象者が大切に育ててきた人材のリテンションも非常に重要な観点と考えており、競合企業や市場動向を踏まえた待遇・教育・福利厚生を含む人事制度の強化、キャリアパスの明確化や教育・スキルアップを含むキャリア・人材育成についても必要に応じて支援していきたいと考えております。

#### IV. M&A／ロールアップ（注4）の推進

対象者の中長期における更なる付加価値創出及び事業成長を実現すべく、M&Aを含むアライアンスを活用し外部のケイパビリティを取り込むことは非連続な成長を実現するにあたり有用な一手と考えられます。

オリックスは祖業であるリース事業から隣接分野に進出し、M&Aも活用しながら事業領域を意欲的に拡大してきた歴史を有しています。その結果、現在は法人金融、産業／ICT機器、環境エネルギー、自動車関連、不動産関連、事業投資・コンセッション、銀行、生命保険など多角的に事業を展開しています。M&Aのノウハウを投資事業として新たにビジネスとして推進するために、1999年12月に投資銀行本部（現在の事業投資本部）を設立し、更なる知見・ノウハウを蓄積して参りました。

対象者の中長期的な成長に向けて最適且つ貴重なロールアップ／M&A機会の模索探索・提供、検討、提案、デュー・ディリジェンス、投資実行、投資後のPMI（注6）まで一連の支援が可能と考えております。オリックスグループの資金力、ブランド力、顧客基盤やM&Aアドバイザー・金融機関等との広範なネットワークを駆使することで、対象者単独では実現することの難しい、より規模の大きいM&A案件や複数案件の実行も可能になると考えております。

上記推進に向けては、M&Aの方針等について十分協議した上で、対象者と共に各プロセスを推進・実行できる人材が参画することで強力にサポートし、対象者を中核としたインオーガニック成長を支援していきたいと考えております。

オリックスとしては、本取引を通じて上記Ⅰ．乃至Ⅳ．に記載している各種シナジーを実現できると考えております。一方、対象者は本取引の完了により上場廃止することとなりますが、上場企業として得られる、知名度及び社会的信用力、これに伴う優れた人材の確保やエクイティ・ファイナンスによる資金調達の多様性といったメリットについては、東京証券取引所プライム市場に上場するオリックスの有する知名度及び社会的信用力並びに資金力・資本力を活用することで、本取引後も継続して享受できると考えており、本取引によるディスシナジーは生じないものと考えております。

2025年6月末から2025年8月下旬にかけての対象者に対する本デュー・ディリジェンスの実施後、オリックスは、対象者及び対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）との間で、本取引の意義、目的、本取引後の事業の方針、本取引によって生じるシナジー、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本取引の諸条件について交渉を重ねてまいりました。

具体的には、オリックスは、対象者株式の市場株価推移、対象者の財務状況及び経営成績、本デュー・ディリジェンスの結果、オリックスにおける投資採算性にかかる分析等、その他諸般の事情を総合的に勘案し、2026年3月期の期末配当を無配とする前提で、2025年9月4日、対象者に対して、本公開買付価格として2,330円（提案日の前営業日である2025年9月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,736円に対して34.22%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,836円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して26.91%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,868円に対して24.73%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,878円に対して24.07%のプレミアムを加えた価格）を提案いたしました。これに対して、オリックスは、2025年9月9日、対象者から、本特別委員会の意見を踏まえて、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者が想定している価格水準から大きく乖離しているとして、本公開買付価格の再検討の要請を受けました。その後、オリックスは、2025年9月12日、対象者に対して、本公開買付価格を2,430円（提案日の前営業日である2025年9月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,787円に対して37.83%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,787円に対して35.98%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,857円に対して30.86%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,865円に対して30.29%のプレミアムを加えた価格）とする提案を行い、これに対して、2025年9月18日、対象者から、本特別委員会の意見を踏まえて、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者が想定している価格水準に達しているとはいえないとして、本公開買付価格の再検討の要請を受けました。その後、オリックスは、2025年9月19日、本公開買付価格を2,470円（提案日の前営業日である2025年9月18日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,726円に対して43.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,762円に対して40.18%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,849円に対して33.59%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,852円に対して33.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を行い、これに対して、2025年9月22日、対象者から、本特別委員会の意見を踏まえて、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者及び特別委員会が想定している価格水準に達しているとはいえないとして、本公開買付価格の再検討の要請を受けました。その後、オリックスは、2025年9月24日、本公開買付価格を2,500円（提案日の前営業日である2025年9月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,754円に対して42.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,753円に対して

42.61%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,844円に対して35.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,847円に対して35.35%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を行い、これに対して、2025年9月25日、対象者及び本特別委員会から、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者及び特別委員会が想定している価格水準に達しているとはいえないとして、本公開買付け価格の再検討の要請を受けました。その後、オリックスは、2025年9月29日、本公開買付け価格を2,525円(提案日の前営業日である2025年9月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,798円に対して40.43%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,751円に対して44.20%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,839円に対して37.30%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,842円に対して37.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を行いました。これに対して、オリックスは、2025年10月1日、対象者及び本特別委員会から、オリックスの提案内容は対象者の一般株主にとって魅力的な売却機会であり、当該提案価格は対象者の実現し得る本源的価値を反映したものであると理解できる一方で、対象者の一般株主利益の観点から、オリックスに対して本公開買付け価格のさらなる引上げの検討の要請を受けました。

その後、オリックスは、2025年10月1日、本公開買付け価格を2,530円(提案日の前営業日である2025年9月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,730円に対して46.24%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,746円に対して44.90%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,834円に対して37.95%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,840円に対して37.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の最終提案を行い、これに対して、2025年10月1日、対象者及び本特別委員会から、対象者の最終的な意思決定は対象者取締役会決議を経て決定されることを前提に、本公開買付け価格を2,530円とすることに応諾する旨の回答を受けました。

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年10月2日、本公開買付け価格を2,530円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(注4) ロールアップとは、同一又は関連業種の中小企業を複数買収し、一体運営することで規模拡大を図るM&A戦略を指します。分散していた企業群を統合することで、シナジー創出・コスト削減・交渉力向上などを狙います。

(注5) PMI (Post Merger Integration) とは、M&A成立後に買収先を自社グループへ統合するための一連のプロセスを指します。組織・人事・システム・業務フローなどを統合し、シナジー創出や価値向上を実現することが目的です。

## ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

### (i) 検討体制の構築の経緯

上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、急速な市場変化による顧客ニーズの多様化への対応を通じた更なる発展のために各種事業戦略に取り組んで参りましたが、昨今の急速な市場・経済環境や技術革新の変化に対応し、持続的な成長を実現するためには、「事業」、「人材・組織」、「資金」など様々な面から経営課題に対処していく必要があるとのことです。そのため、対象者は、2025年3月下旬頃より、自社の経営資源を活用して既存事業を単独成長させる従来からの手法だけでなく、複数領域にわたる課題に対して、例えば技術・人材・ノウハウを相互に補完しながら新たな価値を創出するなど、企業間の強みを組み合わせる有機的なアプローチが可能となる資本業務提携等による非連続的な成長の必要性についても検討するに至ったとのことです。

そのような中、対象者は、2025年3月下旬、オリックスから、対象者の非公開化を含む資本提携に関する協議の申入れを受け、同年4月8日に実施した面談においてかかる取引について初期的な打診を受けたとのことです。これを受けて、対象者は、かかる取引について本格的に検討を開始する場合に備えて、かかる打診を受けた直後に、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業(以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。)を、2025年4月下旬、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を起用したとのことです。その後、対象者は、2025年5月1日、オリックスとの間で、対象者の非公開化を含む資本提携に関する初期的な意見交換を行ったとのことです。

その後、対象者は、2025年5月30日、オリックスから、本取引に関する意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を受領したとのことです。本意向表明書においては、本取引のストラクチャー(公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者の非公開化)等の概要、本取引の目的及びオリックスの経営戦略上の位置付け、本公開買付け価格の当該時点における想定(対象者の過去平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格とする想定であること)を含む本取引の主要条件、本取引の前提条件、資金調達方法、本取引後の対象者の事業運営方針、成長戦略及び期待されるシナジー、本取引の実行に必要な許認可等、並びに本取

引の想定スケジュール等について具体的に記載されていたとのことです。

これを受けて、対象者の取締役会は、本取引はスクイーズアウト手を伴うものであることから、取引条件の適正さが株主利益にとってとりわけ重要であると考えられること等を踏まえ、本取引における手続の公正性を確保することを目的として、2025年6月13日開催の対象者取締役会における決議により、市川裕介氏（対象者独立社外取締役、常勤監査等委員）、北川博美氏（対象者独立社外取締役）及び坪谷哲郎氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）の3名で構成される本特別委員会を設置したとのことです（特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）。

(ii) 検討・交渉の経緯

対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所から受けた助言を踏まえつつ、本特別委員会の意見を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等について慎重に検討を行うとともに、オリックスとの間で協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、2025年9月4日、オリックスから、本公開買付価格を2,330円（提案日の前営業日である2025年9月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,736円に対して34.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,836円に対して26.91%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,868円に対して24.73%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,878円に対して24.07%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者は、2025年9月9日、本特別委員会の意見を踏まえて、オリックスに対し、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者が想定している価格水準からは大きく乖離しているとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年9月12日、オリックスから、本公開買付価格を2,430円（提案日の前営業日である2025年9月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,763円に対して37.83%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,787円に対して35.98%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,857円に対して30.86%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,865円に対して30.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者は、2025年9月18日、本特別委員会の意見を踏まえて、オリックスに対し、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者及び特別委員会が想定している価格水準に達しているとはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年9月19日、オリックスから、本公開買付価格を2,470円（提案日の前営業日である2025年9月18日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,726円に対して43.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,762円に対して40.18%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,849円に対して33.59%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,852円に対して33.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者は、2025年9月22日、本特別委員会の意見を踏まえて、オリックスに対し、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者及び特別委員会が想定している価格水準に達しているとはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年9月24日、オリックスから、本公開買付価格を2,500円（提案日の前営業日である2025年9月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,754円に対して42.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,753円に対して42.61%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,844円に対して35.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,847円に対して35.35%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年9月25日、オリックスに対し、本公開買付けへの賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者及び特別委員会が想定している価格水準に達しているとはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年9月29日、オリックスから、本公開買付価格を2,525円（提案日の前営業日である2025年9月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,798円に対して40.43%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,751円に対して44.20%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,839円に対して37.30%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,842円に対して37.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、オリックスの提案内容は対象者の一般株主にとって魅力的な売却機会であり、当該提案価格は対象者の実現し得る本源的価値を反映したものであると理解できる一方で、対象者の一般株主利益の観点から、オリックスに対して本公開買付価格のさらなる引上げの検討を要請することとし、2025年10月1日、オリックスに対し、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年10月1日、オリックスから、本公開買付価格を2,530円（提案日の前営業日であ

る2025年9月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,730円に対して46.24%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,746円に対して44.90%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,836円に対して37.80%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,841円に対して37.43%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2025年10月1日、オリックスに対し、対象者の最終的な意思決定は対象者取締役会決議を経て決定されることを前提に、本公開買付価格を2,530円とすることに応諾する旨の回答を行ったとのことです。

(iii) 対象者の意思決定の内容

以上の経緯を経て、対象者は、2025年10月2日開催の対象者取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言及び同社から取得した対象者株式に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)、並びに森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引について、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から、慎重に協議及び検討を行ったとのことです(本株式価値算定書の詳細については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの助言及び株式価値算定書の取得」の「(ii) 対象者株式に係る算定の概要」をご参照ください。)。また、本答申書の詳細については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。)

その結果、対象者は、本取引を通じて公開買付者の完全子会社となり、オリックスグループとの連携を強化することは、対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。オリックスとの間で本取引による具体的なシナジーについて検討を行った結果、対象者としては、公開買付者の完全子会社となることで以下のシナジーが実現可能と考えているとのことです。

(a) オリックスグループのソリューション提供によるデータセンター事業をはじめとした対象者事業基盤の強化

上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の更なる企業価値向上のためには情報処理インフラの柱となるデータセンターの新設や増強が必要不可欠であると考えており、データセンターの新設に向けた災害の影響を受けにくい用地の情報収集、及び建物・空調設備等への多額の投資が必要になるとのことです。オリックスグループと連携することにより、グループで保有する不動産の有効活用、データセンターに適した用地に関する情報取得や、プライベート・ファンドなどを活用した不動産流動化、データセンター事業において必要となる多様な設備・機器のリース・レンタル調達等も検討することで、事業拡大に必要なデータセンターの新設や増強をスムーズに実現できると考えているとのことです。

また、データセンターの開発及び保有はオリックスグループが担い、対象者は得意領域であるクラウドサービスやマネージドサービスといったデータセンターの運用を担うなど、データセンター事業において両社が協働することにより、同事業の更なる拡大も可能であると考えているとのことです。

他にも、対象者のデータセンターは、環境負荷を低減した「グリーンデータセンター」を目指しており、オリックスグループが提供する再生可能エネルギー由来の電力を活用することにより、その早期の実現が可能になると考えているとのことです。

さらに、対象者の注力領域である生成AI及び宇宙関連事業においては、オリックスグループのオリックス・レンテックが生成AIのデータ処理に活用されるGPUクラウドサービスの提供や、宇宙環境試験場の運用サポートサービスなどを提供しています。オリックスとしては、例えば生成AI領域に特化したデータセンターサービスの事業化や宇宙事業領域における共同事業開発等、両社に蓄積された知見の共有を通じてオリックスグループと対象者グループの強み・事業基盤を掛け合わせることで、新たな事業展開が臨める可能性もあると考えていることを踏まえ、データセンター事業以外の対象者注力領域においても、オリックスグループが有するノウハウや知見、ネットワークを活かした事業の展開が可能となり、一定のシナジーが見込めるものと考えているとのことです。

これらに限らず、オリックスグループは多岐にわたる領域でビジネスを展開しているため、多様な分野で対象者と様々な協業を行うことで、人材リソースや技術・ノウハウ等の経営資源を共有することが可能となり、それによって両社の事業の更なる強化も期待できるものと考えているとのことです。

(b) オリックスグループのネットワーク・ノウハウを活用した顧客基盤の拡大

対象者は、祖業であるガソリンスタンド領域を中心に、各業界の主要企業にも信頼いただける高品質のサービスを提供し、強固な取引関係を構築しているとのことですが、今後の更なる事業拡大に向けては、既存顧客に加えて、新規顧客の獲得を加速させていく必要があると考えているところ、現状では新規顧客の開拓等のためのネットワークやノウハウ・体制が不十分であることが課題となっているとのこと。オリックスグループは、日本全国にわたる営業拠点を通じて中堅中小企業から大企業まで約数十万社に及ぶ強固な顧客基盤を有しており、それらを活用して新たな顧客層への営業活動や、オリックスグループの多様な事業領域と豊富なノウハウを活かしたサービスの拡充を行うことで、顧客基盤の拡大が可能になると考えているとのこと。

また、オリックスグループは、IT分野に積極的に投資しているところ、本取引を通じて、対象者のノウハウをオリックスグループのIT分野に活用することが可能となり、対象者としては安定したグループ内のシステム開発需要を取り込むことができる一方で、オリックスグループとしても対象者の技術力やDXノウハウの活用が期待されるなど、双方にとって最適な関係の構築が可能となるものと考えているとのこと。

(c) 人材採用・定着の支援による人材基盤の強化

対象者は、人材は競争力の源泉そのものであり、採用や育成強化は成長戦略の根幹を成すものと考えている一方で、業界全体で人材の獲得競争が激化していると認識しているとのことであり、人材の確保と育成が喫緊の課題の一つとなっているとのこと。

オリックスグループは、過去に対象者と事業上の類似性が高い企業を子会社化した際に、外部採用・人事制度改革を実施し人材確保・育成強化を達成した実績があり、本取引後には、対象者に対しても人材採用の強化、人材の育成や定着に向けた各種サポートを提供可能であると考えております。

また、オリックスグループは、対象者の行動指針である3K(感謝、継続、健康)、3C(Challenge、Change、Catch the Chance)、「お客様・社員同士を大切に、常に相手を思いやる心を大切にする」という社風、その基礎となった創業者精神の重要性について十分に理解しており、オリックスによる上記各種サポートは、対象者グループの社員の利益も十分に考慮した上で提供されると認識しているとのこと。このことにより、新規人材の採用や対象者グループの社員を含めた人材基盤の更なる強化が可能となり、対象者グループの事業基盤がより強固になると考えているとのこと。

(d) M&Aを含むアライアンス推進による事業拡大

対象者は、2028年3月期を最終年度とする中期経営計画「Up Stage 2027」(以下「本中期経営計画」といいます。)において戦略的協業の強化を事業戦略の一つとして掲げているとのこと。直近でも対象者は、2024年12月に富士通コワーコ株式会社からのドキュメント印刷事業の譲受け、2025年2月に全日空商事株式会社との宇宙事業に関する包括的業務提携契約の締結及び対象者連結子会社の株式会社ISTソフトウェアによる株式会社ACUの連結子会社化を実施しており、今後も、対象者の更なる成長に向けて、アライアンスの推進は重要であると認識しているとのこと。オリックスグループは豊富なアライアンス・投資実績を有しているため、オリックスグループと連携することにより、その豊富な経験及び広範な社外ネットワークを活用し、アライアンス候補企業のリストアップ、候補先との引合せ、アライアンスの実行、その後のPMIに至るまで一貫通貫でのサポートを受けることが可能となり、対象者の更なる企業価値向上が見込めるものと考えているとのこと。

なお、一般論としては、上場廃止に伴うデメリットとして、採用活動や取引先に対するブランド力や信用力が影響を及ぼす可能性が挙げられるものの、本取引の実行後には、対象者グループが培ってきたブランド力や信用力がオリックスグループの信用力によって更に強化されることが見込まれるため、対象者の社会的な信用や知名度の維持に支障をきたすものではないと考えているとのこと。また、資金調達については、本取引の実行後にはエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達はできなくなるものの、対象者は金融機関との間で良好な関係性を築けていることに加え、オリックスグループの信用力や金融機関との良好な関係性を活用することが可能となるため、これまで以上に柔軟な資金調達が可能となるものと考えているとのこと。

さらに、本取引により公開買付者の完全子会社となることによって、対象者の企業文化が失われるおそれがないか、加えて対象者の既存取引先との取引関係においても影響がないかについても検討を行ったものの、オリックスは事業投資先企業の自主性を重んじる風土があり、本取引の実行後も、対象者の社名を維持した上で、対象者の企業理念・ビジョン・社風等を大切に、対象者の経営陣の意向を尊重した経営方針・事業戦略により対象者の成長を実現していく旨の説明を受けていることから、本取引が対象者の自主性や企業文化、既存の取引関係に悪影響を与えるおそれは小さいと考えており、本取引によって重大なディスシナジーが生じる

ことは想定していないとのことです。

また、対象者は、以下の点を踏まえ、本公開買付価格である2,530円は対象者の株主の皆様が享受すべき利益が確保された価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での対象者株式の合理的な売却機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 本公開買付価格は、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、オリックスとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。
- (b) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの助言及び株式価値算定書の取得」「(ii) 対象者株式に係る算定の概要」に記載されている三菱UFJモルガン・スタンレー証券による本株式価値算定書における対象者株式の株式価値算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、また、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」という。）に基づく算定結果のレンジの中央値をいずれも上回る金額であること。
- (c) 本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年10月1日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の算定基準日の終値1,648円に対して53.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,741円に対して45.32%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,830円に対して38.25%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,838円に対して37.65%のプレミアムが加算された価格であり、また、対象者株式の上場来最高値である2,530円（2024年3月29日のザラ場）と同水準の価格であるところ、過去の非公開化案件におけるプレミアム水準を踏まえても遜色のない合理的なプレミアムが付されていると考えられること。
- (d) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると認められると判断されていること。

以上を踏まえ、対象者は、2025年10月2日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

### ③ 本公開買付け後の経営方針

オリックスは、対象者の企業理念・ビジョン・社風等を大切に、対象者の経営陣の意向を尊重した経営方針・事業戦略により対象者の成長を実現していくという考えのもと、対象者の更なる事業の推進に向けた最適な体制の構築を協議・検討していく予定です。

また、本取引実施後に、対象者の取締役の過半数をオリックスグループから派遣することを予定しておりますが、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー効果を実現させるべく、対象者の経営陣には引き続き、事業運営に際して主導的な役割を果たしていただくことを予定しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けを含む本取引は、支配株主による従属会社の買収には該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）にも該当いたしません。

もっとも、本取引はスクイーズアウト手続を伴うものであることから、取引条件の適正さが株主利益にとってとりわけ重要であると考えられること等を踏まえ、対象者及び公開買付者は、本取引に係る手続の公正性の確保に慎重を期し、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するため、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

（注1） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって公開買付者の役員と利益を共通にするものである公開買付けを含みます。）をいいます。

#### ① 対象者における独立した特別委員会の設置

##### (i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2025年5月30日にオリックスから本意向表明書を受領したことを受けて、本取引における手続の公正性を確保することを目的として、2025年6月13日開催の対象者取締役会における決議により、市川裕介氏（対象者独立社外取締役、常勤監査等委員）、北川博美氏（対象者独立社外取締役）及び坪谷哲郎氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）の3名で構成される本特別委員会を設置したとのことです。対象者は、森・濱田松本法律事務所の助言も踏まえ、経済産業省「公正なM&Aの在り方に関する指針」において最も望ましいとされている社外取締役のみで本特別委員会を構成することとし、本特別委員会全体として知識・経験等のバランスを確保しつつ、適切な人数で本特別委員会を構成する観点から、対象者の独立社外取締役の意見も踏まえて、常勤監査等委員であるほか、経営管理に関する豊富な経験と実績を有するとともに、企業統治に関する高い知見を有する市川裕介氏、当業界出身でない客観的な視点を持ち、情報マネジメントにおける高度な学術知識を有している北川博美氏、及び金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験を有する坪谷哲郎氏の3名を本特別委員会の委員として選定したとのことです。なお、本特別委員会の各委員は、公開買付者及び対象者からの独立性を有しており、また、本取引の成否に関し、対象者の一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、市川裕介氏を委員長として選定したとのことです。

その上で、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(a)本取引を実施することの是非（本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か）を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、(a)の検討に際しては、①対象者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする、並びに(b)対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること（以下「本委嘱事項」と総称します。）を委嘱したとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会に対して本委嘱事項を委嘱するに当たり、(a)本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと、及び、(b)本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議したとのことです。

さらに、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、(a)本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉（対象者の役職員やアドバイザー等を通じた間接的な交渉を含みます。）を行うこと、(b)本委嘱事項について検討するに当たり、必要に応じ、対象者の費用で、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザー（以下「アドバイザー等」と総称します。）を選任又は指名すること、又は対象者のアドバイザー等を指名し、若しくは承認（事後承認を含みます。）すること（なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとされているとのことです。）、(c)本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、(d)対象者グループの役職員から本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに(e)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議したとのことです。

なお、対象者は、本特別委員会の委員に対し、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報

酬を支払うこととしており、当該報酬には本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年6月13日から同年10月1日までの間に合計11回、合計約13時間にわたって開催されたほか、各会日間においても必要に応じて電子メール等を通じて報告の受領、協議、意思決定及び意見陳述等を行う等により、その職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに対象者のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認したとのことです。

また、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた助言も踏まえ、本意向表明書に基づくオリックスの本取引に関する提案は真摯な買収提案に該当すると考えられること等を踏まえ、オリックスによる本デュー・ディリジェンスを受け入れることを承認したとのことです。

その上で、本特別委員会は、本取引の意義及び目的、対象者事業に対する影響等について、対象者の経営陣から見解を聴取し、質疑応答及び協議を行ったとのことです。また、本特別委員会は、オリックスに対し、本取引の背景・目的、本取引によるシナジーその他のメリット、本取引のストラクチャー及び経済条件等、本取引後の対象者グループの経営方針、並びに本取引の実施に必要な資金調達方法及び許認可等について書面で質問を行い、オリックスから書面で回答を受領したとのことです。また、本特別委員会は、オリックスとの間で面談を行い、対象者の事業戦略に対する評価及びその実行に向けた施策、オリックスグループとの連携及びシナジーの創出に向けた施策、本取引による対象者の投資活動及びステークホルダー等への影響等について質疑応答を行ったとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が作成した本中期経営計画に基づいて対象者が作成した2026年3月期から2028年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けた上で、本事業計画をオリックスに対して提示することを承認しているとのことです。また、本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、同社が実施した対象者株式の価値算定に関し、同社が採用した算定方法、当該算定方法を採用した理由、並びに各算定方法による算定内容及び重要な前提条件（DCF分析における割引率の計算根拠及び類似会社比較分析における類似会社の選定理由を含みます。）について説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

加えて、本特別委員会は、対象者がオリックスから本公開買付価格に関する提案を受領する都度、速やかに報告を受け、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえてその内容を検討した上で、オリックスに対する回答・交渉方針を決定しており、対象者は本特別委員会が決定した方針に従って対応を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から受けた助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、対象者が公表予定のプレスリリース等のドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示が行われる予定であることを確認しているとのことです。

(iii) 判断内容

以上の経緯を経て、本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言及び同社から取得した本株式価値算定書、並びに森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本委嘱事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2025年10月1日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致により、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申内容

- I. 対象者取締役会は、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであると考えます。
- II. 対象者取締役会における本取引についての決定（本公開買付けの成立後に本スクイズアウト手続を実施することの決定を含む。）は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えます。

(b) 答申理由

- I. 以下の理由から、対象者取締役会は、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであると考えます。
  - i. 以下を踏まえると、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えます。
    - ・上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の対象者グループを取り巻く経営環境及び対象者の経営課題については、本特別委員会としても同様の認識を有している。
    - ・上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載の本取引のシナジーその他メリットについての対象者経営陣とオリックスの考えは基本的に整合的な内容となっているところ、かかるシナジー等とその創出に向けた施策は、対象者グループの経営課題や経営戦略に即し、かつ有効性が期待されるものとなっており、対象者の企業価値の一層の向上を図る上で、いずれも重要性の高い施策であると認められる。
    - ・非公開化取引による上場廃止に伴うデメリットとして、一般論としては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達ができなくなること、取引先に対する信用力・認知度の低下が生じ、また、役職員のリテンション及び人材確保に対して悪影響が生じる可能性があること、会社の企業文化が失われる可能性や既存取引先との取引関係に悪影響が生じる可能性があることが挙げられるところ、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、本取引においてはこれらのディスシナジーその他のデメリットは限定的であり、かつ、想定され得るデメリットについても、対象者及びオリックスとして必要な対応を実施し、悪影響を低減することが予定されていることが認められる。
    - ・また、公開買付者は、本公開買付けに要する資金の一部を金融機関から借入れ（以下「本LBOローン」という。）により賄うことを予定しているところ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が行った本事業計画に基づく本LBOローンの返済シミュレーションによれば、現時点において財務・返済スケジュール上の懸念はないほか、オリックスによれば、本LBOローンによる投資制約について、本事業計画を達成する前提においては投資計画内の投資を阻害する性質のものではないとのことであるため、本LBOローンは、対象者の事業遂行や成長投資に対して過度な負担や制約とはならないものと考えられる。
    - ・本取引のシナジー等について、オリックスによれば、上場を維持したままでは、株式市場からの短期的な利益創出等のプレッシャーにより中長期的な成長戦略の実行が制約されやすいと考えており、また、少数株主保護の観点から慎重な意思決定にならざるを得ず、機動的な意思決定を行いにくいと考えているとのことである。本取引によって公開買付者が対象者を完全子会社化し、両者の利害を完全に一致させた状態の方が、多額の設備投資や規模の大きなM&A案件といった大胆かつ機動的な経営判断を行いやすく、本取引のシナジー等を最大限発揮する観点から望ましいと考えられる。
    - ・オリックスとの本取引以上に、対象者の企業価値については株主共同の利益に資する見込みがあり、かつ、実現可能性が認められる、オリックスとの本取引と両立し得ない買収・資本提携等の取引の相手方となることが具体的に見込まれている潜在的な買収者・提携先の存在は現状認識されていないため、公開買付者との間で本取引を行うことが、本取引のシナジー等を実現し、対象者の企業価値の向

上を図る上で望ましいと考えられる。

- ii. 以下を踏まえると、本取引に係る取引条件は妥当であると認められる。
- ・本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、同社が実施した対象者株式の価値算定の結果とともに、同社が採用した算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの事項についての合理性を確認した。かかる株式価値算定の前提となった本事業計画は、本中期経営計画をベースに、2025年2月に対象者が買収した株式会社ACUの業績を加味し、具体化していないM&Aによる業績の影響を除くとともに、設備投資計画及び減価償却費の精査した結果を反映して調整を加えることにより作成されたものであるところ、かかる調整の内容に恣意的な点は認められず、合理的であると認められ、また、本特別委員会は、対象者から本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等（本中期経営計画の作成経緯及び本中期経営計画に加えた調整の内容を含む。）について説明を受けた上で、その合理性を確認している。したがって、本株式価値算定書の内容は合理的であると考えられる。
  - ・本株式価値算定書における三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の株式価値結果に照らして、本公開買付価格は、市場株価分析に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、また、類似企業比較分析及びDCF分析に基づく算定結果のレンジの中央値をいずれも上回る金額である。
  - ・上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、遜色のない合理的なプレミアムが付されていると認められる。
  - ・上記「(ii) 検討の経緯」に記載のとおり、本特別委員会は、対象者がオリックスから本公開買付価格に関する提案を受領する都度、速やかに報告を受け、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言も踏まえてその内容を検討した上で、オリックスに対する回答・交渉方針を決定しており、対象者は本特別委員会が決定した方針に従って対応を行っている。その結果、初回の価格提案から、回数にして5回、引上げ幅にして約8.6%の引上げがなされているなど、対象者の株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して、オリックスとの間で真摯な交渉が行われたと評価することができる。
  - ・一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求又は株式併合を行うという取引の方法は、完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法であり、二段階目の取引において支払われる対価は公開買付価格と同額とすることが予定されているほか、対価の額に不満のある株主は、裁判所に対して価格決定の申立てを行うことが可能であるため、本取引の方法は合理的であると認められる。なお、オリックスの株式を対価とする取引の場合には、対象者の一般株主に対してオリックスの株価下落リスクを負わせることになること等を踏まえると、オリックスの株式を対価とする取引ではなく、金銭を対価とする取引の方法によることには合理性があると考えられる。
- iii. 以下を踏まえると、本取引に係る取引条件の公正さを担保するために十分な公正性担保措置が実施されており、本取引の手續に公正性が認められる。
- ・本取引は、支配株主による従属会社の買収及びMBOには該当しない独立当事者間取引であり、構造的な利益相反の問題が存在するわけではない。また、対象者の取締役の半数を独立社外取締役が占めているため、対象者取締役会は相応に高い独立性が確保されている。
  - ・本特別委員会は、独立した立場で、対象者の企業価値及び一般株主の利益の確保の観点から本取引に関する検討、交渉及び判断を行う上で適正な構成とされており、また、本特別委員会が有効に機能するために必要な権限等が付与されており、さらに、対象者取締役会が、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を行う仕組みが担保されていると認められる。
  - ・対象者は、オリックス及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格に関する公開買付者との交渉方針に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって、財務的見地からの助言を受けるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する判断の基礎とするため、2025年10月1日付で本株式価値算定書を取得した。
  - ・対象者は、オリックスからの独立性及び実績・専門性等を確認の上、森・濱田松本法律事務所を対象者のリーガル・アドバイザーとして選任し、本取引において手續の公正性を確保するために講じるべき措置に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって法的助言を受けている。

- ・本特別委員会は、対象者において本取引の検討に関与する役職員（本特別委員会の委員及び事務局候補者を含む。）について、オリックス及び本取引の成否からの独立性を有していることを確認した。
- ・本公開買付けにおいては、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令の最短期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会が確保されていると認められ、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われるといえ、合理的なマーケット・チェックが行われると認められる。
- ・本公開買付けにおける買付予定数の下限である10,171,800株は、公開買付者と重要な利害関係を共通にしない対象者の一般株主が保有する対象者株式の過半数に相当する数を上回っているため、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されているといえる。
- ・本取引においては、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会が確保されるとともに、強圧性の問題が生じないように配慮されていると認められる。
- ・本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、対象者が公表又は提出予定の本取引に係るプレスリリース等のドラフトの内容について説明及び助言を受けてその内容を確認し、充実した情報開示が行われることが予定されていることを確認した。

II. 本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものと認められ、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性も認められるため、対象者取締役会における本取引についての決定（本公開買付けの成立後に本スクイーズアウト手続を実施することの決定を含む。）は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの助言及び株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選任し、本公開買付価格に関する公開買付者との交渉方針に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって財務的見地からの助言を受けたとのことです。

また、対象者は、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する判断の基礎とするため、2025年10月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本株式価値算定書を取得したとのことです。本株式価値算定書の詳細については、下記「(ii) 対象者株式に係る算定の概要」をご参照ください。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）と同一の親会社をもつ会社であり、三菱UFJ銀行はオリックス及び対象者に対して通常の銀行取引の一環として融資取引を行っておりますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、ファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び三菱UFJ銀行の間並びにそれぞれの社内において、弊害防止措置として、公開買付者、オリックス及び対象者に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行の判断に影響を受けることなくファイナンシャル・アドバイザーとしての役務を提供しており、三菱UFJ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で対象者株式の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行の間、及びそれぞれの社内における情報管理において厳格な情報管理体制が構築されていること等を踏まえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を公開買付者、オリックス及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として選任したとのことです。また、本特別委員会は、2025年6月13日開催の特別委員会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として承認しているとのことです。

また、本取引に係る三菱UFJモルガン・スタンレー証券のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての報酬には、本取引の成立を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案すれば、かかる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しているとのことです。

なお、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、

三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

(ii) 対象者株式に係る算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえで、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似企業比較分析による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、また対象者の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF分析を、それぞれ採用して、対象者株式の株式価値算定を行っているとのことです。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 : 1,648円から1,838円  
類似企業比較分析 : 1,689円から2,664円  
DCF分析 : 1,959円から2,742円

市場株価分析では、2025年10月1日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値1,648円、算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,741円、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,830円及び同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,838円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,648円から1,838円までと算定しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,689円から2,664円までと算定しているとのことです。

DCF分析では、本事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2026年3月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,959円から2,742円までと算定したとのことです。なお、DCF分析の前提とした本事業計画について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期について、フリー・キャッシュ・フロー△1,303百万円、2027年3月期について、フリー・キャッシュ・フロー2,132百万円を見込んでおり、それぞれ前年度比で、△1,218百万円の減少、3,436百万円の増加となることを見込んでいるとのことです。2026年3月期において、データセンターの空調設備の維持更新のための大規模な設備投資を見込んでいること等から、同年度においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでいるとのことです。2027年3月期において、前年度比で設備投資額が減少すること等から、同年度においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、本事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないため、本公開買付けにより実現することが期待されるシナジー効果については、本事業計画には加味していないとのことです。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる対象者株式の株式価値の分析は、公開買付者による対象者株式への本公開買付けに対する意見表明の検討に当たって対象者の取締役会の参考に資するためだけに同取締役会に宛てたものとのことです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本公開買付けに関する一切の対象者若しくは公開買付者の株主の行動又は本取引に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使若しくはその他の行動に関して意見を述べたり、また、本取引への賛同を推奨したりするものでもないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び既に公開されている情報等をそのまま採用し、それらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、2025年10月1日（以下「基準日」といいます。）時点で得られる最善の予測と判断に基づき対象者により合理的に作成されたことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等は全て取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本取引に重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については独自の検証を行うことなく、対象者及び対象者の法

務、会計、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者及び対象者の関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、基準日までの上記情報を反映したものであり、基準日現在における金融及び市場その他の状況、並びに基準日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものとのことです。基準日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び本株式価値算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本株式価値算定書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではないとのことです。本株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではないとのことです。本株式価値算定書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、対象者の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定とのことです。なお、手数料の相当な部分の受領は、本取引の公表及び完了を条件としているとのことです。

③ 対象者におけるにおける独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者は、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置に関する助言を含めて、本取引の検討過程全般にわたって法的助言を受けているとのことです。

なお、森・濱田松本法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言及び同社から取得した本株式価値算定書、並びに森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引について、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、2025年10月2日開催の対象者取締役会において、取締役12名全員の一致により、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間よりも長期に設定することにより、公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）が対抗的な買付け等を行う機会を確保しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしているとのことです。これにより、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会を確保しているとのことです。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たす買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を10,171,800株（所有割合：66.67%）と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限（10,171,800株）は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」（対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（15,475,524株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（217,902株）を控除した株式数（15,257,622株）に係る議決権の数（152,576個）の過半数に相当する数（76,289個）に相当する対象者株式数（7,628,900株、所有割合：50.00%）を上回るものとなります。これにより、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、対象者の少数株主の皆様を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。

⑦ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」において定義します。）の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとすることにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会においてかかる株式売渡請求を承認することを予定しているとのことです。株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、対象者に対し、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。対象者によれば、本書提出日現在においては、上記要請を受けた場合、それに応じて本臨時株主総会を開催することを予定しているとのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに

応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数が1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、所定の条件を満たす場合に、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、対象者の取締役が付与された譲渡制限付株式（24,000株）（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）については、その割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は会社法第179条第2項に規定する株式売渡請求に関する事項が対象者取締役会で承認された場合（ただし、株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限り）は、対象者取締役会の決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式の全てについて、譲渡制限を解除するとされており、そのため、本譲渡制限付株式は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除される想定であることから、本譲渡制限付株式の全てを株式売渡請求及び株式併合の対象とする予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式の上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

① 本応募契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年10月2日付で、応募予定株主との間で、それぞれ本応募契約を締結しております。本応募契約において、本応募予定株主は、応募予定株主が所有する対象者株式（合計所有株式数：795,777株、所有割合：5.22%）の全て（但し、玉野氏の所有する本担保付株式については本公開買付期間中に本担保が解除できた場合に限り。）を本公開買付けに応募する旨を合意しています。

なお、本応募契約において、(i) 応募予定株主は、本公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し又はこれらのおそれのある取引又は行為（以下「競合取引」といいます。）を行ってはならず、競合取引に関する提案、接触、勧誘、情報提供、協議又は合意を行ってはならない旨、及び、(ii) 応募予定株主は、応募予定株主が公開買付者以外の者から競合取引に関する提案、接触又は勧誘を受けた場合、速やかに公開買付者に通知し、公開買付者と対応を誠実に協議する旨を合意しています。また、応募予定株主は、本公開買付けに係る決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における応募予定株主が所有する対象者株式に係る議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i) 公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii) 公開買付者の指示に従って当該権利を行使する旨を合意しています。さらに、応募予定株主は、大要、(i) 権限及び権能、(ii) 強制執行可能性、(iii) 法令等との抵触の不存在、(iv) 許認可等の取得、(v) 対象者株式の有効な所有、(vi) 倒産手続等の不存在、並びに(vii) 反社会的勢力との関係の不存在等について表明及び保証を行っています。

なお、本応募契約以外に、公開買付者と応募予定株主との間に本公開買付けに係る合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して、公開買付者から応募予定株主に対して供される対価は存在しません。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### ① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年10月3日（金曜日）から2025年11月17日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年10月3日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

###### ② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

###### ③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

##### (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金2,530円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ( )	—
株券等預託証券 ( )	—
算定の基礎	<p>公開買付者及びオリックスは、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務諸表等の資料、2025年6月末から2025年8月下旬にかけて対象者に実施した本デュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから対象者株式の市場株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、2025年10月1日、本公開買付価格を2,530円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者及びオリックスは、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格2,530円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年10月1日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,648円に対して53.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,741円に対して45.32%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,830円に対して38.25%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,838円に対して37.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格2,530円は、本書提出日の前営業日である2025年10月2日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,649円に対して53.43%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「④ 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	15,257,622 (株)	10,171,800 (株)	— (株)
合計	15,257,622 (株)	10,171,800 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(10,171,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,475,524株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(217,902株)を控除した株式数(15,257,622株)を記載しております。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	152,576
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月3日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月3日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)	151,766
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(15,257,622株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年10月3日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年6月25日に提出した第54期有価証券報告書記載の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,475,524株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(217,902株)を控除した数(15,257,622株)に係る議決権の数(152,576個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後に  
おける株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画を予め届け出なければならず（当該届出を、以下「事前届出」といいます。）、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことができません（本株式取得が禁止される当該期間を、以下「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年9月12日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年10月12日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

### (3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

#### ① 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時30分までに申し込む方法、又は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から公開買付応募申込書をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法、又は、公開買付代理人の本店若しくは営業所、若しくは公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマナープラザ株式会社の各部支店（注1）（以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡の上ご確認ください。以下同様とします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法にて、応募してください。応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注2）（店頭応募窓口にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。）。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、店頭応募窓口にて公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

③ 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要となります。

⑥ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます。）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。

⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。

⑨ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマナープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマナープラザ株式会社の各部支店

新宿中央支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店

大阪支店 福岡支店 鹿児島中央支店

(注2) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主が常任代理人を通じて応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

<個人の場合>

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。

マイナンバー確認書類（コピー）	本人確認書類（コピー）	
マイナンバーカード（両面）	不要	
通知カード	顔写真付き （右記のいずれか1点）	運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書 等
	顔写真なし （右記のいずれか2点）	各種健康保険証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記いずれか1点	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書	運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、各種健康保険証、印鑑登録証明書、戸籍抄本 等	

<法人の場合>

- ① 登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行日より6ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。）
- ② 法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- ③ 法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

<外国人株主の場合>

外国人（居住者を除きます。）又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り。）の写しが必要となります。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ (<https://www.sbisecc.co.jp>) 画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午後3時30分までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0800-222-2999（通話料無料））までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前9時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	38,601,783,660
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (b)	50,000,000
その他 (c)	6,500,000
合計 (a) + (b) + (c)	38,658,283,660

(注1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、買付予定数 (15,257,622株) に本公開買付価格 (2,530円) を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### ① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)
—	—
計 (a)	—

#### ② 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

##### ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	三井住友信託銀行株式会社 （東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注） （1）タームローンA 弁済期：2032年11月21日 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：公開買付者株式等 （2）タームローンB 弁済期：2032年11月21日 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：公開買付者株式等	（1）タームローンA 7,709,000 （2）タームローンB 23,126,000
計(b)				30,835,000

（注） 公開買付者は、上記金額の裏付けとして三井住友信託銀行株式会社から、30,835,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年10月2日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
OPI2002投資事業組合による出資（注1、2）	20,556,708
計(d)	20,556,708

（注1） 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、OPI2002投資事業組合から20,556,708千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、2025年10月1日付で取得しております。当該出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のとおりのもので定められています。

（注2） 公開買付者は、OPI2002投資事業組合より、①同組合の組合員であるオリックス及びオリックス・プリンシパル・インベストメンツから上記の出資に必要な資金の出資を受ける予定であり、その出資の確約を得ている旨、②当該各組合員の資力については、オリックスの2025年3月期の監査済みの財務諸表及びオリックス・プリンシパル・インベストメンツの2025年3月期の未監査の貸借対照表を確認する方法により、出資義務の履行能力に何ら懸念がないことを確認している旨の報告を受けております。かかる報告を踏まえ、公開買付者は、同組合の各組合員の資力に疑義がなく、上記金額の出資に必要な資金の全てについて各組合員から出資を受けられることが確実であると考えております。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

51,391,708千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

### (2) 【決済の開始日】

2025年11月25日（火曜日）

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,171,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,171,800株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### ①【会社の沿革】

年月	沿革
2025年8月	商号をOFI・01株式会社とし、本店所在地を東京都港区浜松町二丁目4番1号、資本金を5万円とする株式会社として設立

##### ②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 投資業務
2. 経営及び財務に関するコンサルティング業務
3. その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務

事業の内容

子会社の管理

##### ③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年10月3日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）	
50,000	10	

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、OPI2002投資事業組合から20,556,708千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行可能株式総数が増加する予定です。

##### ④【大株主】

2025年10月3日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
OPI2002投資事業組合	東京都港区浜松町二丁目4番1号	9	90.00
一般社団法人OPI	東京都港区浜松町二丁目4番1号	1	10.00
計	—	10	100.00

##### ⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年10月3日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役		三宅 誠一	1968年4月15日	1992年4月 オリックス株式会社入社 2016年1月 同社事業投資本部副本部長 2020年1月 同社執行役 2024年1月 同社常務執行役（現任）、 事業投資本部長（現任） 2025年8月 公開買付者代表取締役（現任）	—
計					—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年8月8日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

- (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】  
該当事項はありません。
- (2)【公開買付者による株券等の所有状況】  
該当事項はありません。
- (3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】  
該当事項はありません。
- (4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】  
該当事項はありません。

#### 2【株券等の取引状況】

- (1)【届出日前60日間の取引状況】  
該当事項はありません。

#### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

#### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

#### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年10月2日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

### 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高株価（円）	1,960	2,049	1,944	1,993	1,842	1,817	1,715
最低株価（円）	1,507	1,762	1,806	1,832	1,754	1,704	1,638

（注） 2025年10月については、10月2日までの株価です。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数 （単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### ① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第54期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月25日 関東財務局長に提出

###### ② 【半期報告書】

事業年度 第55期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月10日 関東財務局長に提出予定

###### ③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### ④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイネット

（横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号）

株式会社アイネット 東京事業所

（東京都大田区蒲田五丁目37番1号）

株式会社アイネット 中部支店

（名古屋市中区新栄一丁目5番8号）

株式会社アイネット 大阪支店

（大阪市淀川区西中島六丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6 【その他】

##### (1) 「2026年3月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年10月2日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年7月31日に公表した2026年3月期の期末配当予想を修正し、2026年3月期の期末配当を行わないこと、及び2026年3月31日を基準日とする株主優待より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細については、対象者が2025年10月2日に公表した「2026年3月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	30,016,039	31,169,800	34,988,835	37,763,384	38,987,494
経常利益 (千円)	2,279,565	2,542,187	2,175,391	2,935,681	2,681,785
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,494,767	1,694,762	1,343,566	2,197,865	2,259,963
包括利益 (千円)	1,769,306	2,099,973	1,025,007	3,314,723	1,553,326
純資産額 (千円)	16,212,830	17,304,418	17,581,820	20,097,006	19,312,427
総資産額 (千円)	32,056,614	33,503,851	32,630,314	37,607,445	37,062,212
1株当たり純資産額 (円)	1,014.82	1,083.14	1,099.90	1,257.26	1,265.76
1株当たり当期純利益 (円)	93.62	106.08	84.06	137.50	147.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	50.6	51.6	53.9	53.4	52.1
自己資本利益率 (%)	9.5	10.1	7.7	11.7	11.5
株価収益率 (倍)	16.3	12.0	15.2	17.8	12.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,419,411	3,715,699	2,239,960	6,665,387	2,487,011
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,929,790	△2,185,040	△2,118,413	△1,793,275	△2,572,459
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	454,656	△1,873,713	△1,496,022	△1,902,403	△458,123
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,027,713	3,684,659	2,310,183	5,279,892	4,736,320
従業員数 (人)	1,613	1,649	1,655	1,651	1,654
[外、平均臨時雇用者数]	(168)	(168)	(221)	(228)	(241)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 対象者の経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	21,636,392	22,595,211	25,224,033	27,412,348	27,995,086
経常利益 (千円)	1,771,654	2,061,781	1,538,717	2,182,303	1,837,008
当期純利益 (千円)	1,175,648	1,421,746	998,171	1,723,485	1,795,160
資本金 (千円)	3,203,992	3,203,992	3,203,992	3,203,992	3,203,992
発行済株式総数 (株)	16,242,424	16,242,424	16,242,424	16,242,424	15,475,524
純資産額 (千円)	14,470,984	15,332,984	15,413,556	16,881,633	15,620,367
総資産額 (千円)	30,058,588	31,481,385	31,398,409	35,010,322	34,615,095
1株当たり純資産額 (円)	905.79	959.74	964.26	1,056.11	1,023.78
1株当たり配当額 (円)	46.00	47.00	48.00	53.00	56.00
(内1株当たり中間配当額)	(22.00)	(23.50)	(24.00)	(26.00)	(28.00)
1株当たり当期純利益 (円)	73.64	88.99	62.45	107.82	116.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.1	48.7	49.1	48.2	45.1
自己資本利益率 (%)	8.3	9.5	6.5	10.7	11.0
株価収益率 (倍)	20.7	14.3	20.4	22.7	16.1
配当性向 (%)	62.5	52.8	76.9	49.2	47.9
従業員数 (人)	940	964	969	954	953
[外、平均臨時雇用者数]	(168)	(168)	(221)	(228)	(241)
株主総利回り (%)	118.5	103.4	106.9	199.7	160.6
(比較指標：TOPIX) (%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	1,784	1,535	1,380	2,530	2,512
最低株価 (円)	1,227	1,191	1,190	1,261	1,251

- (注) 1. 第50期の1株当たり配当額には、創立50周年記念配当2円を含んでおります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。